

議案第 39 号

狭山市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

条例別紙のとおり

平成 26 年 8 月 29 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

市が行う保育の必要性の認定に関する基準を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が行う保育の必要性の認定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(保育の必要性の基準)

第3条 市は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合に、保育の必要性の認定を行うものとする。

- (1) 1月において、64時間以上労働することを常態としていること。
- (2) 妊娠中であること又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。
- (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外

の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用して
おり、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を引
き続き利用することが必要であると認められること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該
当すること。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、保育の必要性の認定に関し必要な事項は、規
則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(狭山市保育所における保育に関する条例の廃止)

2 狭山市保育所における保育に関する条例（昭和62年条例第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に保育
を受ける小学校就学前子どもの保育の必要性の認定について適用する。

4 施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第3条第1号の規定の適用
については、同号中「64時間」とあるのは、「法第61条第1項の規定により定
める狭山市子ども・子育て支援事業計画において定める時間」とする。